

保守管理業務仕様書

旧森田銀行本店・旧岸名家・三国湊町家館の保守管理業務については、本仕様書に基づき適切かつ誠実に所定の業務を行うものとする。

1 保守管理の目的

機械各部及び付属機器の点検調整業務により、設備等の長期使用と常に支障なく作動させることを目的とする。

2 業務要領

- ア 業務に従事する技術員は、施設の特性に留意し適格な者を選任する。
- イ 業務の実施は、最適な方法によりこれを行うものとする。
- ウ 点検結果等については、必ず書面にて報告させるものとする。
- エ 点検結果により修理等の必要性が認められる場合は、速やかに市に対しその内容及び費用等を連絡するものとする。
- オ 本仕様書に特記がない業務についても、適切な維持管理が必要と判断される場合には、指定管理者の責務において業務を実施する。
- カ 疑義が生じた場合は、市の指示に従うこととする。

3 保守管理内容

- ア 消防設備保守点検業務
消防法、消防法施行規則並びに消防法施行令を遵守し、適正に実施すること。
- イ 旧森田銀行本店手動シャッター点検業務
館内正面入口2箇所の手動シャッターの取り付け部分及び動作について、年1回以上点検・調整・修理を実施すること。
- ウ 植栽管理業務（旧岸名家・三国湊町家館）
旧岸名家並びに三国湊町家館の庭園について、年1回以上樹木の剪定を実施すること。